

- 議 長 休憩を解いて再開をいたします。 (16時10分)
- 日程第9「議案第49号松田町寄みやま運動広場の指定管理者の指定について」を議題といたします。
- 町長の提案説明を求めます。
- 町 長 議案第49号松田町寄みやま運動広場の指定管理者の指定について。次のとおり、松田町寄みやま運動広場の指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）として指定する。
- 1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町寄みやま運動広場。所在地、松田町寄3111番地。
 - 2、指定管理者の名称等。名称、有限会社みやまの里。代表者、代表取締役大館一郎。所在地、松田町寄3415番地。
 - 3、指定の期間。平成30年4月1日から平成35年3月31日まで（5年間）。平成29年12月5日提出、松田町長 本山博幸。
- 提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を得るため、提案するものでございます。よろしく願いいたします。
- 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。
- 観光経済課長 それでは、議案第49号松田町寄みやま運動広場の指定管理者の指定について御説明申し上げます。
- こちらのほうにつきましては、先ほどの自然休養村管理センターと同じく、みやまの里さんの指定管理となりますので、こちらのほうにつきましては、同じ同類の内容につきましては省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。
- 1枚おめくりいただき、参考資料1をごらんいただきたいと思います。こちらのほうにつきましては、寄みやま運動広場の指定管理者選定申込書になりますので、お目通しのほうをしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
- 1枚おめくりください。指定管理施設運営事業計画書の中の事業内容につきましては、記載のとおりみやま運動広場の維持管理になりますので、よろしく願いいたします。

それでは、1枚おめくりいただきたいと思います。続きまして、こちらのほうにつきましては、経営方針及び運営方法に関する基本的な考え方等が記載されておりますが、先ほどのですね、自然休養村管理センターの関係とほぼ同じような内容になってございますので、大変申しわけございませんが、お目通しのほうをしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、1枚おめくりいただきたいと思います。指定管理施設収支計画書（寄みやま運動広場）になります。こちらのほうのですね、営業収入につきましては、ただいま現在のですね、平日500円のですね、利用につきまして800円に、それから土・日につきましては750円を1,200円に上げさせていただきまして、平日につきましては288回、土・日につきましては318回という形の中で積算をさせていただきまして、30年度から34年度までの収入を出させていただいております。こちらのほうにつきまして、31年度からですね、少し数字が上がっている分につきましては、10月からの消費税10%を見込んだ形の提案をしていただいておりますので、よろしく願いいたします。

支出の部につきましてはですね、こちらのほうにつきましても、最下段にあります。新たにグラウンドの整備をしていくお金の資本といたしまして、施設整備費として平成30年度32万6,000円から順次ですね、このような形で予算をつけさせて実施をしていくということのですね、支出の部になってございます。このような収支計画書の提案となってしまうので、よろしく願いいたします。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、参考資料2につきましては、候補者選定依頼書になりますので、こちらのほうにつきましてもお目通しのほうをお願いしたいと思います。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、参考資料3につきましても指定管理者の候補者の選定結果となってしまうので、お目通しのほうをお願いしたいと思います。

説明につきましては、以上でございます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第49号松田町寄みやま運動広場の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。